

広島県告示第四百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十三年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
有限会社ひよこ薬局	江田島市大柿町柿浦二〇五六―五	江田島市大柿町柿浦二〇五二―六	精神通院医療	平成二十三年 二月一日
仁方本町薬局	呉市仁方本町二一九―二五	呉市仁方本町二一〇―二五	精神通院医療	平成二十三年 二月一日
三次全快堂薬局	三次市十日市南五―九―二一	三次市十日市南五―九―二四	精神通院医療	平成二十三年 五月一日